

「所得税」の還付および 雑損控除などの 申告相談会を行います

対象

年金・給与所得がある人を対象に、三島税務署による還付申告の相談会を左の表のとおり開催します。住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人は、ぜひご利用ください。
また、台風などの災害により被害を受けた人を対象に、雑損控除などの申告相談会を併せて開催します。対象となる人はご相談ください。
なお、確定申告期間中(2月17日～3月16日)は大変混雑が予想されます。申告に必要な書類がそろっている人は還付申告相談会へお越しください。

申告に必要なもの

■全員必要なもの

①令和元年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票(配偶者「特別」控除・扶養控除を受ける場合は、配偶者または扶養親族の所得金額がわかるもの)②還付用の金融機関口座(本人名義)がわかるもの③印鑑④筆記用具・計算機⑤マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)⑥本人確認書類(運転免許証など)
■医療費控除を受ける人
①「医療費控除の明細書」(添付)、②医療費通知(原本)「医療費通知に関する事項」に記入したもの(添付)、③おむつ使用証明書など各種証明書(添付または提示)

■セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人
①「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)、②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付または提示)
■社会保険料控除を受ける人
国民年金、健康保険などの支払額がわかるもの(国民年金の場合は日本年金機構から送付される控除証明書)
■生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人
保険会社などが発行する控除証明書
■障害者控除を受ける人
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人・扶養家族分)
■住宅借入金等特別控除を受ける人
①家屋の登記事項証明書②取得価額がわかる書類(売買契約書のコピーなど)③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書④住宅ローンなどに敷地も含まれる場合は取得価額・年月日がわかる書類(敷地の登記事項証明書、契約書のコピーなど)⑤補助金などを受け取っている場合は、その金額がわかるもの

所得税の還付及び雑損控除などの申告相談会

日程	場所	時間
1月31日(金)	函南町役場	9:30～11:30
2月3日(月)	2階大会議室	13:00～16:00

確定申告期間中は、会場の混雑が予想されます。還付申告などはこの相談会で申告受け付けができます。ぜひご利用ください。

住宅借入金等特別控除説明会

日程	対象	場所	時間
2月12日(水)	伊豆市民	三島商工会議所 1階TMOホール	9:00～11:00
2月13日(木)	函南町民 三島市民		13:30～15:30
2月14日(金)	三島市民		

三島税務署による住宅借入金等特別控除の説明会を開催します。原則、対象市町の日程にご参加ください。会場の受け付けは、混雑状況により、早めに締め切ることがあります。駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

雑損控除について

台風などの災害により被害を受けた皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

台風などの災害で住宅や家財などに損害を受けたときには、雑損控除等の申告をすることで、所得税及び復興特別所得税、町・県民税の一部または全部を軽減することができます場合があります。

① 雑損控除の対象となる資産

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

(1) 納税者が所有する資産(納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で令和元年分の総所得金額などが38万円以下の人が所有する資産も含まれます)

(2) 棚卸資産もしくは事業用固定資産などまたは「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産

(注)「生活に通常必要でない資産」とは、例えば、別荘など趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産や貴金属や書画・骨董など1個または1組の価額が30万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいいます。

(1) (損害金額) + (災害に関連したやむを得ない支出の金額) - (保険金などにより補てんされる金額) - (総所得金額など×10%)

(2) 【災害関連支出の額】 - 【50,000円】

(注)

- 「損害金額」とは、損害を受けたときの直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。
- 「災害に関連したやむを得ない支出の金額」とは、「災害関連支出」に加え、盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のために支出した金額をいいます。
- 「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額です。
- 「保険金などにより補てんされる金額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金の金額です。



③ 申告相談会に必要な書類

- 被害を受けた資産の所有者、取得時期、取得価額のわかるもの
- 被害を受けた家屋の取得価額がわからない場合は、その面積がわかるもの
- 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などのわかるもの
- 被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額がわかるもの
- 「り災証明書」の交付を受けている場合は、その証明書(写し可)
- 令和元年分の所得金額や所得控除額のわかるもの(源泉徴収票、青色申告決算書・収支内訳書、保険料控除証明書など)
- 平成30年分の確定申告書を提出している人は、確定申告書などの控え
- 還付となる場合は、還付金振込先の金融機関や口座番号のわかるもの
- 印鑑

(注) 状況に応じて必要な書類が追加される場合があります。詳細は三島税務署へご相談ください。